

平成 22 年度 第 2 回 市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 22 年 7 月 6 日 (火) 9:30~11:50	
会 場	白井市役所 4 階 大会議室	
出席者	委 員 出席 7/欠席 2	深澤 正昭会長、加藤 三洲委員、星野 隆史委員、 梶原 清子委員、菊地 正夫委員、濱崎 嘉徳委員、 吉井 信行委員
	事務局	大塚市民参加推進課長、笠井副主幹、元田主任主事
	傍聴者	2 名
会議概要 会長挨拶	<p>深澤会長</p> <p>前回につづいて、残りの 4 事業について評価を行いたいと思っている。できるだけ、中身に集中して、まとめるように心がけたいのでよろしくをお願いします。</p> <p>はじめに、議題に入る前に、評価基準の矛盾が生じていると、事務局から指摘があった。それについて、事務局から説明をして欲しい。</p>	
事務局	<p>今日は前回に引き続き、4 事業において評価をいただきたい。その前に、前回実施した 3 事業において評価の差異があったので確認をいただきたい。また、第 3 回目の資料をあらかじめ配布させていただく。次回の会議までに検討をしておいて欲しい。</p> <p>前回評価した事業の補足説明 及び 不整合の確認について</p> <p><i>前回評価した 3 事業の市民参加の実施状況に対する総合的評価について、担当課に確認した事項から補足説明の必要があったことから、事務局からの補足説明を行うのとあわせて、3 事業における評価基準について、事務局から委員に対して確認を行った。</i></p>	
事務局	<p>事業 1 について補足説明</p> <p>○ 本事業における、パブリックコメントの募集時に対象地区である大 山ロー丁目地区及び大山中木戸公園東地区の具体的な地域が記 載されていないことが、情報提供の仕方が悪いとしてマイナスの評 価であった。</p> <p>○ しかし、条例自体は、市全域の 12 の地区整備計画を定めた地区を 範囲とする条例であり、特に当該地域のみを対象としたものでない ため、担当課として、パブリックコメント募集時に地域の表示を行 っていない。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ H22.7.6 現在、実際に、本条例により市内 12 の地区整備計画区域全て条例が適用されている。 ○ 当初の 2 地区において条例が先行して適用された背景には、当該地区からの要望があったためである。 ○ なお、市民への周知という観点では、制度の周知及び先行する 2 地区について、広報しろい平成 21 年 7 月 15 日及び 10 月 1 日号にてお知らせを行うとともに、パブコメの結果についても併せて周知している。 ○ その他の 10 地区については、広報しろい 10 月 15 日にて、条例の適用までのスケジュールを含め、あらためてお知らせしている。 ○ パブリックコメントの期間について、市民の権利の制限を目的とする重要な条例の割に募集期間が短いという指摘があったが、本条例の趣旨として、都市計画法において既に決定されている建築制限について、併せて建築基準法に基づき条例を制定することで、従来の建築制限の実効性を担保するものである。 ○ 従って、本条例は、市民の権利の制限を目的とする条例ではあるが、条例の制定に伴い、新たに制限がなされるものではない。 ○ このようなわかりづらい評価となったのは、事業 1 のコメントにおいて指摘があるように、調書の記録が適切でなかったため、わかりづらくなったこと、及び前回会議に事務局から適切な補足説明を行うことができなかったことに由来するものであるが、上記事務局補足説明を踏まえて、前回のコメント内容及び評価点の結果について、ご検討いただきたい。
事務局	<p>評価の不整合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業 2 及び 3 の評価基準については、前回検討していただいたとおり、事業 2 及び 3 における、パブリックコメントについては、広報等のお知らせも併せて実施しており、また結果については、同様に取り扱いを行っているところである。 ○ 評価及びコメントについて、差異が生じているところですので、確認をおねがいしたい。 ○ 事務局案としては、同じ方法で同じ市民参加の手法を実施していることから、同一の評価になる物と理解している。
会 長	<p>事務局から説明あったとおり、コメントについて、一部しか読み取れなかったものがあり、委員については、広報等により、つぶさに調べられてわかったことがある。</p>

	<p>事業 1 の評価が結果として低くなったのは、委員によってバラつきがあるからかと思うが、そのあたりはいかがであろうか。</p> <p>事業 2 及び 3 については、同一事業ということもあるが、事業 2 については、みな高い点数であるが、事業 3 になると数名の委員が低くなっている。変更をするのならば変更をしても構わないと考えるが、委員のみなさんはいかがか。</p> <p>まず、調書 1 の事務局補足説明を受けて、評価に変更はありますか。</p>
委 員	<p>調書で読み取ることはできなかったが、内容として、それだけのことがなされているということであれば、評価の点数を修正したい。</p>
委 員	<p>パブコメをしっかりやっていることはわかったが、意見が出なかったということも含めて細かいことが出ていないので評価できにくかった。調書がわかりづらい。</p>
会 長	<p>コメントの表記について、わかりづらいということは加えることは問題ないが、点数として違いを出すということがいいということなのか、そのあたりはいかがか。</p>
委 員	<p>調書についてわかりづらかったので、自分で調べたらそれに引きずられて点数が変更したということもある。しかし、条例は、権利を制限するという趣旨であり、実施地域も明らかであるのならば、自分の生活に関係しているということをもっと明らかにするべきであり、大きな問題であると考えている。そういう意味では、大甘に採点して、現在の点数なので変更するつもりはない。</p>
委 員	<p>やはりわかりにくいということは否めない。このままとしたい。</p>
会 長	<p>変更しなかった方もおられますが、評価点を変更した委員の方の結果を受けて、評価を 12 にあらためるとともに、コメントとして調書を詳しく作成して欲しいという旨を付け加えることとします。</p>
事務局	<p>了解いたしました。</p>
会 長	<p>事業 2 及び 3 については、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局としては、事業 2 及び 3 のパブリックコメントについては、市</p>

	<p>民参加の方法・周知方法を含めて同じであるという理解をしている。どちらかかに統一してもらう方がよいと考えている。</p>
会 長	<p>委員のみなさんはいかがですか。事業2に比べて、3が極端に低い方がお二人いるようですが。</p>
委 員	<p>パブリックコメントについて、今回評価点を増やしたのは、市からの情報提供の工夫に期待をしているところであるが、調書に関しては、その努力が見えていない。そういう意味では、どれもこれもやってみましたという感じしかない。</p>
会 長	<p>しかし、とはいいいながら、事業2と3については、あまり違いがないが、いかがであろうか。</p> <p>特に、同じ基準で評価しているその他の委員の評価として、良い状態であると評価している状態がありながら、2名が極端に低くなるというのはどういうものか。</p>
委 員	<p>であれば、低いところにあわせるべきである。評価基準から推測するに、厳しくあるべきだということを求めていると思っている。</p>
事務局	<p>今回あらためてみなさんにお伺いしているのは、事業2及び3については、全く同じ事業を同じ手法で実施しているわけです。それが違う評価になってくる際に、それがどういう理由によるものかというのを明らかにしていただきたいというのが趣旨です。</p>
委 員	<p>一番の問題は、事務局が期待している以上のことを、調書として事業3ではやっていないからだと思います。もっと親切に調書を提出してくれば、みなさんが評価をちゃんとできたわけですよ。</p>
事務局	<p>ということは、調書がわかりづらいから評価が違うと。全く同じことをやったのだけれども、調書が違うから評価が異なると。</p>
委 員	<p>印象が入ってしまうから仕方ない。評価については、別々に評価し、全部で統一して評価の結論を出している。それについては、印象というものがどうしても入っていて、それが決定されるわけです。</p>
会 長	<p>調書を丁寧に記載して欲しいというのは、正しいとは思いますが。これ</p>

	<p>とは別に、具体的に、お二人の委員は、点数の変更を行いますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>パブリックコメントの募集というのは、広報でみてもわからなかった。そういう意味ではパブリックコメント募集というのは正しくない。</p>
<p>委 員</p>	<p>私はパブリックコメントを募集しているということはわかったが、パブコメというのは、自分自身、意見を出したこともないし、自分たちが意見を出せるかというときに、出しにくい手法であるという考え方が現状ある。</p> <p>どうかたちでやった方がいいかというものを全く考えていない。とはいえ、実施したということだけは評価しているが、やればいいというものではないと思う。そういうことです。私の考えではあり方も含めてどうなのだろうかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ということは変更なし。ということでもいいですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>パブコメをやったらいい。と、いうのであれば、変更しますけれど。</p>
<p>会 長</p>	<p>そういうことではないです。質も含めて評価しているところです。</p>
<p>委 員</p>	<p>質を判断するのは、我々の仕事だから。実施したところは、調書を出し、具体的にどういう内容かと評価するのが我々の仕事である。</p>
<p>事務局</p>	<p>このような形で、議論をさせていただいて、議論した結果こうなったのだよという形であれば、事務局として特に異論はない。</p> <p>ただし、一点だけ苦言を呈するが、同じことをして評価が違ったということは、調書の違いが2点の違いとなったということである。そのことは、みなさま委員の共通認識であって欲しい。そこだけはよろしくお願いしたい。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局から話のありましたように、いろいろと問題があるわけですが、差し出がましいことを言うわけではないが、評価については、まず、第一に実施状況を調書から抜き出して整理して、リストに記載していく。そのうえで、全てを見比べて、同じ基準で比較して、おかしい箇所について、調査していく。そうしていかないといけないと思っています。今後のこともありますので、述べさせていただきました。</p>

議題 1
諮問 1 ④

では、次から議題である平成 21 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価に入りたいと思います。

災害時要援護者避難支援プラン策定事業

総合評価 △ 42点/100点

評価については、別添資料 評価結果（案）を参照

〈今年度未実施の市民参加手法〉

※パブリックコメント募集：未実施のため評価せず。

※アンケート調査実施：未実施のため評価せず。

※ワークショップの開催：未実施のため評価せず。

※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

- この事業の目的は「災害が発生した時に市民の避難支援をする。」である。その時に円滑に実施される為にも、審議会等あらゆることを常に市民を積極的に参画・参加させるべきである。
- 審議会に市民枠を設けていない理由として、会議の構成メンバーについては、法律・条令を準用しているというが、どこにも市民枠を設けない理由の文言が表記されていない。市民公募を行うべきである。
- 市民参加条例第 6 条に基づき市民公募枠を組み込んだ他の方法を設定すべきである。
- 各審議会の審議は 45 分であり、実質的な審議ができたのか非常に疑問。形式的な市民参加といわざるを得ない。
- 形式として市民参加はできているが、実質的な市民参加とすべきである。
- 支援プランだけを切り離して市民参加しやすい形として、市民参加型の支援プランとするべきである。
- 審議会を二つ行っているが、基本的にはメンバーは重複しているのか。
- 審議会の構成メンバーの記載は必要。
- 支援プランという性格からすると、民生委員や自治会長といった地域の意見というものはかならず市民参加が必要である。
- 委員は、宛職のものが多く、1 年交代というものもありどこまで、現実的な議論を防災について実施できるのか、地域の意見を汲み取

れるのかということが非常に疑問である。

- 災害については住民それぞれが意識を高めることが大切であるにも関わらず住民参加を実施していないのは、案の策定過程として非常に不十分。
- 国民保護協議会というのは、国防を対象とした危機管理であると思うが、現実的な可能性という観点では、地震などの防災の観点が非常に強い。危機発生時の性格が極めて異なるものであるので、プランの策定については、切り分けを行うことも必要なのではないか。
- 実質的に市民が参加しない審議会を市民参加というのか考えなければいけない。
- 公募はしなかったというので、問題ではあるが、市民は宛職で入っている。その意味では市民参加はあったといえるが、現実問題として、宛職の市民については、申送事項として会議に参加しているだけであって、現実的な関心が強いとは限らない。それでは市民参加といえない。
- 意見交換会については、開催自体も HP だけで開催されており、また開催結果についても公表されていない。市民には全く情報公開されていない。
- 結果において公表が全くなされていない。あらためるべき。
- 市民参加という観点が取り組み全般に全くなされていない。

諮問 1 ⑤

白井市耐震改修促進計画策定事業

総合評価 △ 37点/100点

評価については、別添資料 評価結果（案）を参照

<今年度未実施の市民参加手法>

- ※審議会等の設置：未実施のため評価せず。
- ※アンケート調査実施：未実施のため評価せず。
- ※意見交換会の開催：未実施のため評価せず。
- ※ワークショップの開催：未実施のため評価せず。
- ※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

- 広報をみた感じでは、耐震改修促進計画について、内容は工夫され非常にわかりやすかった。パブリックコメント募集がわかりやすければ、なおよかった。

- パブリックコメントについては、なぜ応募がゼロなのかの検証が必要である。わかりやすい内容だけに市民が悪いのか、設置場所などの手法が悪いのか。
- パブリックコメントの結果は、意見ゼロであり残念でしたが、非常にわかりやすい内容で、努力は感じられる。
- 審議会や意見交換会などを開催すれば、なお良かったと思う。

諮問 1 ⑥

白井市第 4 次総合計画後期基本計画策定事業

総合評価 ○ 70点/100点

評価については、別添資料 評価結果（案）を参照

<今年度未実施の市民参加手法>

- ※パブリックコメント募集：平成 22 年度実施予定。
- ※意見交換会の開催：未実施のため評価せず。
- ※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

- 事前説明会を含め市民への情報提供、参加機会が積極的になされたことは大いに評価できる。
- 審議会の傍聴者が少ないものの、参加しやすい時間帯に開催するなど、審議会として、情報公開は十分である。
- いろいろと工夫しているだけに、女性委員の確保も含めて、努力していないのは残念である。男性だけで審議をすると、意見が偏る可能性がある。
- パブリックコメントについて、実施をあらかじめ周知しているのはいいことだと思う。
- アンケートの調査結果は非常にわかりやすかった。
- 分野別ワークショップの前に、まちづくり講演会とあわせて説明会を実施したのは非常に良かった。
- ワークショップの意見については、市民の側から意見の言いっぱなしになっており、出された意見の多くは、既に市が取り組んでいる意見が、ほとんどである。
市の取り組みをしらないのか、それとも市が取り組みについての周知が悪いのかわからないが、こういう意見があるなら、みんなでこうしよう。という考えが市民の側から生じない限りいつまでたっても変わらないのではないのか。という気持ちもある。

- ワークショップ自体は非常に盛況であったが、実質的には市民が4割である。あとは職員の参加が多かった。ただ、行政職員と市民との間において、こういうテーブルでやることは、認識ギャップを埋めるためのいいきっかけとなっている。
- ワークショップもグループによっては、意見聴取となっているグループがあり、ワークショップは難しいと感じた。
- 市民は自由奔放に意見を言っており、ルールが徹底されていない様子もあった。最初の説明会にちゃんと出れば問題のないものであっただけに残念である。ワークショップから参加した場合、読み込まなくてはいけない資料もたくさんあったから、いきなり意見というとなかなか難しかったのではないか。
- 関係資料も沢山提供されて、市民の関心が喚起できたのは評価できる。資料は、実施後も市民にわかりやすく管理して欲しい。

諮問 1 ⑦

男女共同参画推進行動計画策定事業

総合評価 △ 47点/100点

評価については、別添資料 評価結果（案）を参照

<今年度未実施の市民参加手法>

- ※パブリックコメント募集：平成 22 年度実施予定。
- ※意見交換会の開催：未実施のため評価せず。
- ※ワークショップの開催：未実施のため評価せず。
- ※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

- 事業の目的が「男性・女性も関係なく、責任を持つ社会の実現」と言っている割には、男女別の委員など課題が多い。
- 男女共同参画情報誌の「ステップ」は、市民に対して情報提供の補助手段となっている。
- 出席率が良くないので、審議会の開催日時を工夫して欲しい。
- 委員の構成比（男女比・年齢）は検討してください。
- アンケートは対象を分けてアンケートを実施するなど工夫している。
- アンケートの公表方法が不明。公表を行わないのは、何らかの意図があるのか、それともただの怠慢なのかわかりかねる。
- 市民に意見を問うたのであれば、意見の結果については公表するの

が当然と考える。

- アンケートについて、今後公表するのであれば、公開日時の予定については、帳票に記録して欲しい。
- ステップがあるので、結果の一部などについてステップなどを利用するのも方法と考える。

会議終了

- ※ 諮問 1 ④～⑦事業の評価（案）を作成
- ※ 近日中に事務局が第一回会議のものとあわせて取りまとめ、各委員に送付。委員で訂正がなければ議事録の公開とあわせて案の公開を行う。
- ※ 次回会議は、8月24日(火) 9時30分～市役所4階大会議室で実施予定。
- ※ 各委員は、今回事務局が配布した資料を確認のうえ、次回の会議に臨むこと。